

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

海外での学会参加費用

Q: 私は、個人で外科医を営んでいます。来月パリで開かれる国際学会に参加する予定ですが、この費用は全額必要経費になりますか。

また、学会のあと観光をしてきた場合にはどうなりますか。

A: 国際学会に参加して、医療に必要な知識を習得してくるのであれば、学会参加に関するすべての費用は必要経費に算入できます。

ただし、学会参加のあと観光をする場合には、学会参加に関する期間と観光に関する期間に分け、学会参加に関する期間は必要経費に算入できますが、観光に関する期間は必要経費に算入できません。

【解説】

海外渡航に際し、業務上と業務外をあわせて行った場合には、海外渡航費を双方の期間の比等により按分し、業務上の部分のみが必要経費となります。

ただし、海外渡航の直接の動機が業務の遂行のためであり、それを機会に観光等をあわせ行うものである場合には、往復の旅費は業務上必要なものとして経費になり、それ以外の残額についてだけ、上記の按分をすればよいことになっています。

また、学会の休日を利用して観光するなど、旅行期間のおおむね全期間が学会に関連するもの場合には、あえて区分する必要はなく、全額必要経費に算入してさしつかえないものと思われま

